

令和7年国勢調査大阪市実施本部班設置要綱

第1条 令和7年国勢調査大阪市実施本部規程（令和7年達第14号）第4条に掲げる部に次の班を置く。

基本調査部

総務班

調査班

水面調査部

調査班

連絡部

連絡班

広報報道部

広報班

報道班

- 2 班に属すべき本部員は、本部長が命ずる。
- 3 班に班長を置き、本部員のうちから本部長が命ずる。
- 4 班長は、班の事務を掌理し、所属員を指揮監督する。
- 5 班に副班長を置き、本部員のうちから本部長が命ずる。
- 6 副班長は、班長を補佐する。

第2条 基本調査部の班の事務分掌は、次のとおりとする。

総務班

- (1) 本部の人事に関すること
- (2) 本部の予算、決算及び物品に関すること
- (3) その他の本部の総務に関すること

調査班

- (1) 国勢調査の実施計画に関すること
- (2) 調査区に関すること
- (3) 指導員及び調査員の選考及び推薦に関すること
- (4) 調査用品の收受及び配付に関すること
- (5) 調査票その他結果書類の審査及び進達に関すること
- (6) 調査記録に関すること
- (7) 他の部及び他の班の主管に属しないこと

第3条 水面調査部の班の事務分掌は、次のとおりとする。

調査班

- (1) 水面調査の実施計画及び実施に関すること
- (2) 水面調査に係る指導員の選考及び推薦に関すること
- (3) 部の予算、決算及び物品に関すること
- (4) 水面調査の普及宣伝に関すること

(5) 水面調査に係る調査票その他結果書類の審査に関すること

第4条 連絡部の班の事務分掌は、次のとおりとする。

連絡班

(1) 区実施本部との連絡調整に関すること

第5条 広報報道部の班の事務分掌は、次のとおりとする。

広報班

(1) 国勢調査の広報に関すること

報道班

(1) 報道機関との連絡調整に関すること

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。